

令和8年度総会

議案書

開催日 令和8年6月18日(木)
場 所 ホワイトパレス 多目的ホール
富士市青島200-1

富士市シルバー人材センター会員互助会

住 所 富士市南町1番3号
電 話 (0545) 53-1150
FAX (0545) 53-1151

令和8年度 第38回 総会 次第

1 開会のことば

2 議長選出

3 議事録署名人選出

4 議 事

第1号議案 令和7年度事業報告について

第2号議案 令和7年度決算について

監査報告

第3号議案 令和8年度事業計画について

第4号議案 令和8年度収支予算について

5 議長退任

6 閉会のことば

目 次

第1号議案	令和7年度事業報告について・・・・・・・・・・	1
第2号議案	令和7年度決算について・・・・・・・・・・	3
	監査報告・・・・・・・・・・	5
第3号議案	令和8年度事業計画について・・・・・・・・・・	6
第4号議案	令和8年度収支予算について・・・・・・・・・・	8

参考資料

* 富士市シルバー人材センター会員互助会会則・・・・・・・・・・	10
----------------------------------	----

第1号議案

令和7年度事業報告について

富士市シルバー人材センター会員互助会令和7年度事業報告について、
会則第20条第1項の規定により総会の承認を求める。

令和8年6月18日提出

富士市シルバー人材センター会員互助会

会 長 増 田 正 之

令和7年度 事業報告

令和7年度は、日帰り旅行を2回実施、また役員会を2回開催し、事業計画及び事業報告について審議しました。また役員会に互助会活動の企画・実施の提案を行うため、企画委員会を開催しました。

令和7年度の事業活動内容の詳細については以下のとおりです。

1 慶弔金の給付に関する事業

給付事由	件数
慶事（永続祝）	51件
病氣見舞（入院）	1件
弔事	14件

2 福利厚生事業

(1) 会員親睦旅行

	実施日	実施内容(行先)	参加者
日帰り	6/25	横須賀軍港めぐりほか	37人
日帰り	10/29	下田海中水族館見学ほか	33人

(2) 同好会活動

同好会名	会員数	活動内容	活動回数
映画同好会	12人	様々なジャンルの映画の鑑賞	24回
パソコン倶楽部	11人	パソコン技量の向上と講習会の実施	12回
水彩画同好会「クラブおえかき」	5人	水彩画の基礎技術習得や写生会	17回
グラウンド・ゴルフ同好会	25人	グラウンドゴルフの練習や競技会の実施	12回

(3) 会員自らが企画実施する余暇活動

会員が自主的に企画した親睦会等に対する助成金を4組56人に支出。

(4) 健康診断受診奨励品配付

特定検診等の受診を報告した会員に、粗品(マスク)を配付(雑費から支出)。

(5) 総会出席記念品配付

総会出席者に台所洗剤と市指定ゴミ袋を配付。

第2号議案

令和7年度決算について

富士市シルバー人材センター会員互助会令和7年度決算について、
会則第20条第1項の規定により総会の承認を求める。

令和8年6月18日提出

富士市シルバー人材センター会員互助会

会 長 増 田 正 之

令和7年度 会員互助会収支計算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

収入済額	1,358,530 円
支出済額	726,179 円
差 額	632,351 円

収入の部

(単位：円)

大科目	中科目	当初予算額	収入済額	増 減
会費収入		675,000	713,000	38,000
	互助会費	675,000	713,000	38,000
諸収入		100	1,277	1,177
	預金利子	100	1,277	1,177
	雑収入	0	0	0
繰越金収入		644,253	644,253	0
	繰越金	644,253	644,253	0
収入合計		1,319,353	1,358,530	39,177

支出の部

(単位：円)

大科目	中科目	当初予算額	流用・充当 増 減 額	予算現額	支出額	差 異
給付事業支出		435,000	0	435,000	400,000	35,000
	永続祝い金	280,000	0	280,000	255,000	25,000
	弔慰金	150,000	0	150,000	140,000	10,000
	見舞金	5,000	0	5,000	5,000	0
親睦事業支出		320,000	0	320,000	208,569	111,431
	旅行助成金	160,000	0	160,000	99,569	60,431
	同好会等助成金	160,000	0	160,000	109,000	51,000
管理費		165,000	0	165,000	117,610	47,390
	会議費	40,000	0	40,000	16,000	24,000
	印刷製本費	80,000	0	80,000	72,600	7,400
	雑費	45,000	0	45,000	29,010	15,990
予備費		399,353	0	399,353	0	399,353
	予備費	399,353	0	399,353	0	399,353
支出合計		1,319,353	0	1,319,353	726,179	593,174

1. 科目間の流用は認める。

監 査 報 告 書

令和7年度の富士市シルバー人材センター会員互助会業務執行並びに財務の状況について、当該年度の事業報告書、収支計算書につき、その内容を証するため、関係諸帳簿、証拠書類等を慎重に監査した結果、いずれも適正であることを認めます。

令和8年5月13日

富士市シルバー人材センター会員互助会

監事 鈴木 守



監事 岡 利 徳



第3号議案

令和8年度事業計画について

富士市シルバー人材センター会員互助会令和8年度事業計画について、
会則第19条第1項の規定により総会の承認を求める。

令和8年6月18日提出

富士市シルバー人材センター会員互助会

会 長 増 田 正 之

令和8年度 事業計画(案)

1 基本方針

富士市シルバー人材センター会員互助会は、会員の相互扶助及び福利厚生を図ることにより、会員の健康と生きがいの増進に寄与します。

令和8年度においても共助の精神に基づき、事業計画を実施します。

2 慶弔に関する事業

慶弔時の給付については、死亡弔慰金給付事業及び永続祝金給付事業を実施します。

3 福利厚生事業

会員の健康、親睦及び余暇利用に寄与・推進するため次の事業を実施します。

- (1) 会員親睦旅行(日帰り)
- (2) 同好会活動の推進・助成
- (3) 自ら企画実施する余暇活動への助成(レクリエーション助成金)
- (4) 健康診断受診報告者への粗品進呈
- (5) 会員交流イベントの企画・実施

4 運営に関する事項

事業の健全な運営を図るため、企画委員会を開催し、会員の主体性を確保するとともに、役員による定期的な会議を開催し、事業計画、事業報告、予算及び決算については総会の承認を求めます。

また、事業実施にあたり「シルバーふじ」や「Smile to Smile」、チラシなどにより広報活動を実施します。

第4号議案

令和8年度収支予算について

富士市シルバー人材センター会員互助会令和8年度収支予算について、
会則第19条第1項の規定により総会の承認を求める。

令和8年6月18日提出

富士市シルバー人材センター会員互助会

会 長 増 田 正 之

令和8年度 会員互助会収支予算書(案)

令和8年4月1日～令和9年3月31日

収入の部

(単位:円)

大科目	中科目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
会費収入		710,000	675,000	35,000	
	互助会費	710,000	675,000	35,000	500円×1,420人(1-3月入会者・会費免除)
諸収入		500	100	400	
	預金利子	500	100	400	
	雑収入	0	0	0	
繰越金収入		610,000	644,253	△ 34,253	
	繰越金	610,000	644,253	△ 34,253	
収入合計		1,320,500	1,319,353	1,147	

支出の部

(単位:円)

大科目	中科目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
給付事業支出		400,000	435,000	△ 35,000	
	永続祝い金	250,000	280,000	△ 30,000	5,000円×50人
	弔慰金	150,000	150,000	0	10,000円×15人
	入院見舞金	0	5,000	△ 5,000	令和7年度で入院見舞金廃止
親睦事業支出		280,000	320,000	△ 40,000	
	旅行助成金	120,000	160,000	△ 40,000	日帰り旅行 2回
	同好会等助成金	160,000	160,000	0	1,000円×60人+レク助成1,000円×100人
管理費		160,000	165,000	△ 5,000	
	会議費	20,000	40,000	△ 20,000	委員会開催ほか
	印刷製本費	80,000	80,000	0	
	雑費	60,000	45,000	15,000	検診粗品、イベント開催経費
予備費		480,500	399,353	81,147	
	予備費	480,500	399,353	81,147	
支出合計		1,320,500	1,319,353	1,147	

1. 科目間の流用は認める。

参 考 資 料

- ・ 富士市シルバー人材センター会員互助会会則

富士市シルバー人材センター会員互助会

富士市シルバー人材センター会員互助会会則

(名称および所在地)

第1条 この互助会は、富士市シルバー人材センター会員互助会（以下「互助会」という。）といい、事務所を公益社団法人富士市シルバー人材センター（以下「センター」という。）事務局内に置く。

(目的)

第2条 互助会は、共助の精神に基づき、会員の互助扶助及び会員の福利厚生を図ることにより、会員の健康及び生きがいに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 互助会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 会員の慶弔に関する事業

(2) 会員の福利厚生事業

2 前項第1号に掲げる慶弔の種類及び金額は次のとおりとする。

(1) 会員本人が死亡したとき 1万円

(2) 永続祝金（会員として、別に定める期間継続して在籍した会員を対象とする。） 5千円

(会員)

第4条 互助会の会員は、センターに入会している会員をもって組織する。

(会費)

第5条 互助会の会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

互助会会費 年額 5百円

2 前項に規定する会費は、毎年1回6月総会までに納入しなければならない。

ただし、新たに入会した会員については、入会時に納入するものとする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、入会月が1月期から3月期の場合、初年度会費を免除する。

(役員)

第6条 互助会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 理事（会長、副会長を含む。）10名以上20名以内

(4) 監事 2名

(役員を選任及び任期)

第7条 互助会の役員は、センターの理事、監事をもって充てるものとする。

2 役員任期は、2年とする。

(会議の種別)

第8条 互助会の会議は、総会及び役員会とする。

(会議の権能)

第9条 総会は、互助会の運営に関する重要な事項を決議する。

2 役員会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の決議を要しない会務執行に関する事項

(会議の開催)

第10条 総会は、毎年6月に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 役員³分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があった場合

(会議の招集)

第11条 会議は、会長が招集する。

2 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により少なくとも7日前までに構成員に通知しなければならない。ただし、役員会については、至急を要する場合この限りではない。

(会議の議長)

第12条 総会の議長は、その総会に出席した会員のうちから選任する。

2 役員会の議長は、会長が当たる。

(会議の定足数)

第13条 会議は、構成員の2分の1以上出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第14条 会議の議決は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議における書面表決等)

第15条 会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項については、書面にて表決し、また他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合、第13条、第14条及び、第16条第1項第3号の規定については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第16条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 総会にあっては総会に出席した会員数、役員会にあっては出席した役員名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及び結果
- (6) 議事録署名人選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか会議に出席した構成員のうちから当会議において選出された議事録署名人2人以上が、署名捺印しなければならない。

(資産の構成)

第17条 互助会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) 資産から生じる収入

(事業年度)

第18条 互助会の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(事業計画、予算及び会計)

第19条 この互助会の事業計画及び予算は、会長が作成し役員会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

- 2 会長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、役員会の承認を得なければならない。
- 3 互助会の事務は、センター事務局が行うものとする。

(事業報告、決算)

第20条 互助会の事業報告・決算は、会長が作成し監事の監査を経てその事業年度終了後速やかに総会の承認を得なければならない。

(助 成)

第20条の2 会員が互助会の目的に添って結成された趣味、同好会等の活動に対し、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

2 会員が自ら企画し、別に定める条件を満たす余暇活動を実施した場合、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

- 3 第1項及び第2項に基づく助成金の交付は1名につきいずれか年間1回とする。

(委 任)

第21条 この会則に定めのない事項については、役員会で決定する。

附 則

- 1 この会則は、平成2年6月総会の日から施行する。
- 2 互助会設立当初の役員任期は、第7条の規定にかかわらず平成3年6月28日までとする。
- 3 互助会設立当初の事業年度は、第18条の規定にかかわらず平成2年6月総会の日から平成3年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和 2 年 5 月 1 3 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 7 年 6 月 2 0 日から施行する。